

平成22年（行ウ）第2号  
原告 奥村悦夫 外6名  
被告 今治市 外5名

## 準備書面（63）

2012年 3月23日

松山地方裁判所 御中

**次回口頭弁論において「原告・被告間での質疑時間」を確保することを裁判長に求める**

被告は、「準備書面（4）」において「原告らが求釈明において、何を求めているのか、その趣旨を理解しかねる。」（5 ページ上から5・6行目）とか、「原告らが釈明権の行使により何を明らかにしたいのか、理解しかねるものである。」（6 ページ上から7・8行目）とかと述べている。

一方、原告においても、被告の主張内容、とりわけ「準備書面（4）第4の2」のなかの記述については、直接、口頭で被告らに尋ねない限り、何を言おうとしているのか、その言葉・文章の意味そのものを、理解・確定できないところがいくつか存在する。

このように、原告・被告双方において、相手の主張内容そのものに理解し得ないところが存在している状況では、とても審理が尽くされたとは言えない。

したがって、この状況のままでは、民事訴訟法243条に言うところの「訴訟が裁判をするのに熟したとき」とは言えず、「終局判決」をし得る状況ではない。

よって、「裁判をするのに熟したとき」に、本件裁判当事者全体で努力して近づけるために、原告らは、裁判長らに、上記「質疑時間の確保」を強く求めるものである。

以上